

一般財団法人神奈川県建築安全協会
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第 2 条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとし、この規定は適用しない。

(手数料の額)

第 3 条 業務規程第 19 条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第 5 条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、第 3 条に定める各々の額の 2 分の 1 の額とする。

(手数料の納入)

第 6 条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 7 条 技術的審査の依頼の際に、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第 8 条 適合書の再発行を行う場合の手数料は、1 通につき 3,300 円（税込）とする。

附則

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

別表 1【一戸建て住宅】

単位：円（税込）

区 分	手数料
一戸建て住宅	44,000

※1 併用住宅の住宅部分も同額とする。

別表 2【共同住宅等】

単位：円（税込）

		手数料 ※1
① 住戸部分	2～10戸以下	$44,000 + N \times 8,800$
	11～30戸以下	$88,000 + N \times 5,500$
	31戸以上	$176,000 + N \times 3,300$
② 共用部（共用部分の床面積の合計）	300㎡以内	55,000
	300㎡超～1,000㎡以内	88,000
	1,000㎡超～5,000㎡以内	110,000
	5,000㎡超	165,000

※1 Nは住戸数を示す。

※2 共用部の審査を行う場合は①+②の金額、行わない場合は①の金額とする。

別表3【非住宅】

【モデル建物法】

単位：円（税込）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
500未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
500以上～1,000未満	165,000×N	99,000×N	77,000×N
1,000以上～2,000未満	198,000×N	110,000×N	88,000×N
2,000以上～3,000未満	220,000×N	132,000×N	110,000×N
3,000以上～4,000未満	253,000×N	165,000×N	132,000×N
4,000以上～5,000未満	286,000×N	198,000×N	154,000×N
5,000以上～10,000未満	330,000×N	242,000×N	187,000×N
10,000以上～20,000未満	385,000×N	286,000×N	220,000×N
20,000以上～	見積り		

N：計算に適用したモデル建物の数に応じて、次の係数を乗じた額とする

モデル建物の数	1	2	3	4以上
N	1.0	1.1	1.2	1.3

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（税込）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
500未満	220,000	165,000	132,000
500以上～1,000未満	275,000	187,000	154,000
1,000以上～2,000未満	330,000	220,000	176,000
2,000以上～3,000未満	385,000	242,000	220,000
3,000以上～4,000未満	440,000	286,000	253,000
4,000以上～5,000未満	495,000	330,000	286,000
5,000以上～10,000未満	572,000	385,000	330,000
10,000以上～20,000未満	660,000	440,000	385,000
20,000以上～	見積り		

※1 I類、II類、III類の用途分類の適用については、別表4による。

※2 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※3 1つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとする。

- ・ I類が含まれる場合はI類
- ・ I類がなく、II類が含まれる場合はII類

ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合は、別途判断とする。

※4 上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積りとする。

別表4 【用途分類】

分類	用途区分 コード	建築基準法施行規則別記様式に定める用途
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
II	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
II	08070	幼稚園
II	08080	小学校
II	08082	義務教育学校
II	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
II	08100	特別支援学校
II	08110	大学又は高等専門学校
II	08120	専修学校
II	08130	各種学校
II	08132	幼保連携型認定こども園
I	08140	図書館その他これに類するもの
I	08150	博物館その他これに類するもの
I	08152	美術館その他これに類するもの
I	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
I	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
II	08180	保育所その他これに類するもの
I	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
II	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
I	08210	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）
II	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
I	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
I	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
II	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
I	08260	病院
II	08270	巡査派出所

II	08280	公衆電話所
II	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
II	08300	地方公共団体の支庁又は支所
III	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
III	08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設
II	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
III	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
III	08350	自動車修理工場
III	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
I	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
I	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
I	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
I	08400	ホテル又は旅館
II	08410	自動車教習所
III	08420	畜舎
III	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
II	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
II	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
II	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
II	08452	食堂又は喫茶店
II	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
II	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
II	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）
II	08470	事務所
I	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
III	08490	自動車車庫
III	08500	自転車駐車場

Ⅲ	08510	倉庫業を営む倉庫
Ⅲ	08520	倉庫業を営まない倉庫
Ⅰ	08530	劇場、映画館又は演芸場
Ⅰ	08540	観覧場
Ⅰ	08550	公会堂又は集会場
Ⅰ	08560	展示場
Ⅱ	08570	料理店
Ⅱ	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
Ⅰ	08590	ダンスホール
Ⅰ	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
Ⅲ	08610	卸売市場
Ⅲ	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
Ⅲ	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
Ⅲ	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
Ⅱ	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
要相談	08990	その他

別表5【複合建築物】

複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、申請の対象とする範囲に応じて、別表1から別表3の手数料を組み合わせた額とする。